

# 第4章

---

## 農業振興施策の展開

- 施策課題1 消費者等の信頼と需要に応える  
持続可能な産地づくり
- 施策課題2 活力ある農業を実現し、地域を  
支える担い手の育成
- 施策課題3 持続可能で生産性の高い営農  
基盤の確保

# 施策課題1 消費者等の信頼と需要に応える 持続可能な産地づくり

## 1. 取組の現状と課題

### (1) 水田農業（土地利用型作物）

#### 【主食用米(有機栽培含む)】

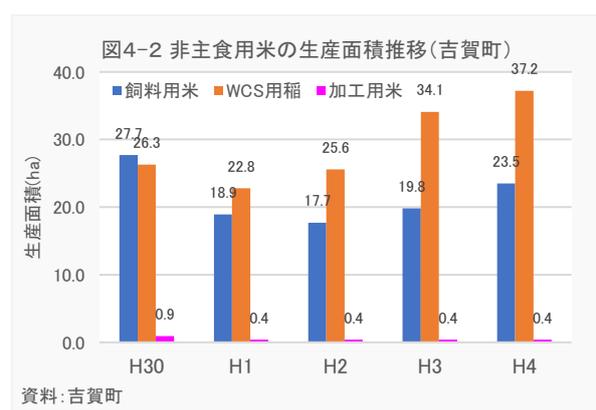
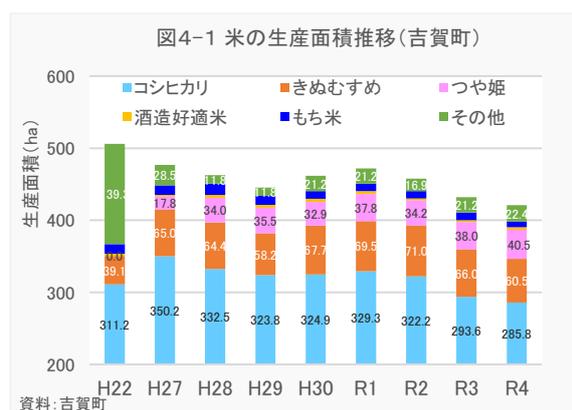
- 農業従事者の高齢化と米価低迷等を背景に、主食用米の生産は減少傾向にあります。
- 中食・外食の安定した需要を背景に、主食用米の品種構成は「コシヒカリ」から「きぬむすめ」、「つや姫」に移行しつつあります。
- 平成27年度から「米のブランド化事業」に取り組み、食味鑑定コンクールでは高い評価を受けるなどの成果も現れていますが、効果が全町的に波及していない状況もあります。
- 主食用米の有機栽培の拡大によって、学校給食へは有機栽培の米を100%供給していますが、生産のさらなる拡大や産地化には至っていません。

#### 【非主食用米、大豆】

- 飼料用米、WCS用稲、大豆の生産は供給先の確保や作業受委託体制の整備により、生産面積が拡大し、水田農業の経営安定に大きく貢献しています。
- WCS用稲の生産では収穫作業量が作業受託者の許容作業量に至っている状況などもあり、生産面積の拡大が難しい状況です。
- 大豆は、農業公社の作業受託体制等を通じて個別農家を含めて生産拡大を図ってきましたが、排水不良や雑草等への対策等に問題を抱える状況があります。
- 国が飼料や大豆等の国内生産の拡大に向けた施策強化の方針を示すなかで、こうした情勢を踏まえた取組を進める必要があります。

#### 【施策課題】

- ◆ 主食用米の食味の良さを生かした米の有利販売を進めるため、環境保全型農業（有機栽培含む）による米の生産拡大や吉賀町産米のブランド化をどのように展開していくかが課題です。
- ◆ 水田農業の所得向上、経営安定に不可欠な非主食用米や大豆等の生産をいかに拡大し、生産性の向上を図るかが課題です。（農地利用、農作業受委託体制、流通販売等）



## (2) 園芸作物

### 【野菜(重点品目)】

- ・キャベツ、ブロッコリー、ミニトマト、わさびについて、認定農業者（法人、個人）を中心に生産拡大が進んでいます。
- ・認定農業者等の一部では生産面積の拡大が進む一方、生産性の低さから集落営農組織による生産が伸び悩んでいる状況があります。
- ・施設栽培のミニトマトは、わさびとの組み合わせにより新規就農者の経営モデルに位置付けられていますが、初期投資の負担とともに生産性に問題を抱え、経営安定に苦慮する状況もあります。

### 【野菜(有機栽培含む)】

- ・新規就農者を中心に有機栽培による野菜の生産は拡大しつつあります。
- ・実地研修受け入れ農家、指導体制の充実により、これまで築かれてきた販路を基礎として収益性の高い経営を実現しつつある経営体がある一方、生産性に問題を抱え、経営安定に苦慮する例もあります。

### 【施策課題】

- ◆集落営農の組織化とあわせて、農業の経営安定を図る上では、水田を活用した野菜等の生産性、収益性向上をいかに進めるかが課題です。
- ◆今後さらに、U・Iターン等による就農定住者を受け入れていくには、生産から販売まで含めた新規就農者の有機農業等の経営モデルを確立していくことが課題です。

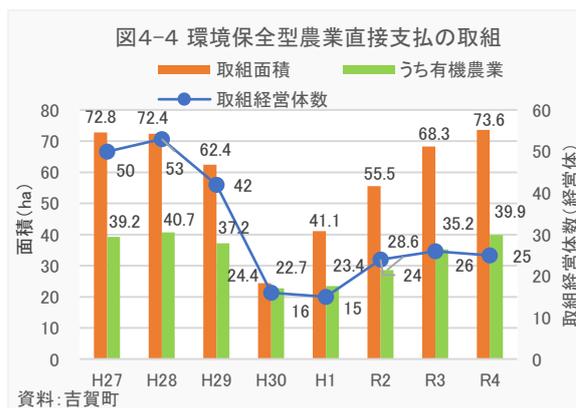
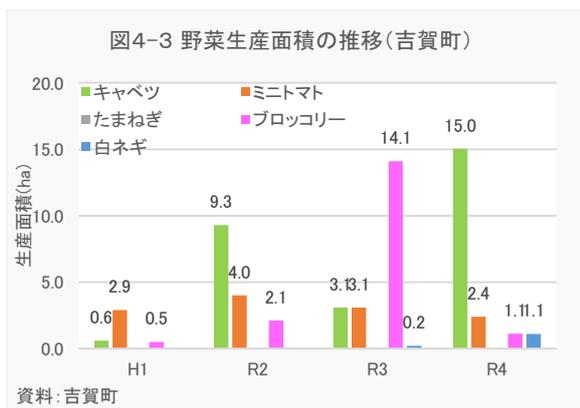
## (3) 環境保全型農業

### 【作物全般】

- ・環境保全型農業直接支払制度の活用は、制度見直し（GAPの要件化等）によって平成30年度の面積は大幅に減少しましたが、意欲的な生産者の取組とともに現状は74ha（うち有機栽培40ha）まで拡大しています。
- ・有機栽培も含め環境保全型農業の取組に関心の高い農家も多い一方で、技術面や販売面を課題とする見方もあります。（アンケート調査結果）

### 【施策課題】

- ◆環境保全型農業（有機農業含む）の取組についても、集落営農の組織化とあわせ、生産から販売まで総合的に推進する必要があります。



#### (4) 流通、販売

##### 【野菜等販売】

- ◆野菜等の流通販売は、生産者や作物等によって、市場や道の駅、生協、アンテナショップ、学校給食、スーパー等に適宜出荷され、小規模農家が生産する少量多品目の販路も確保されています。
- ◆市場流通では評価され難い有機農産物（特に、新規就農者による生産）についても、現在は、生協などの確立された販路があり、経営安定を図る上では重要な位置付けにあります。
- ◆今後、新規就農者の受け入れや現在の経営体の規模拡大を進める上で、現状の販路だけでは売り先の確保に問題を抱える状況も予想されます。有機農業の産地強化の動きとともに需要拡大だけでなく、流通・販売環境の変化も懸念材料となっています。
- ◆全体として、様々な販路が整備、確保されている一方で、流通方法やコスト面、販売戦略等において全体としての効率化、物流・販売の最適化に向けた改善の余地はあると思われます。

##### 【施策課題】

- ◆出荷品目や出荷量及び産地化等の展開方向等を踏まえ、流通・販売戦略及び体制について、全体として最適化をいかに図るか、流通体制等の再構築が課題となっています。
- ◆新規就農者による有機農業等経営規模の拡大、さらなる受け入れの増加に対応するため、特に、有機農産物等の新たな需要の掘り起こし、販路拡大をいかに進めるかが課題です。



【産直物産館やくろ】



【道の駅かきのきむら】



【吉賀町アンテナショップ（廿日市市）】

## 2. 施策の展開

### I-1 地域特性を活かした、環境にやさしく収益性の高い農業の振興

#### 《ねらい》

- 本町の農業の特徴である環境にやさしい農業の取組を強化し、農業所得の向上、経営安定に結び付けるため、環境保全型農業の生産性向上、農産物の有利販売の実現に向け、生産から販売までの関連施策を強化します。
- 水田農業の収益性向上に向けて、主食用米の有利販売を図り、非主食用米や大豆等土地利用型作物、野菜等園芸作物の生産性向上・生産拡大を促進します。
- 農産物の付加価値化や地域内での需要の確保、拡大を図るため、農産加工の取組を促進します。

#### 《施策展開》

##### (1) 環境に配慮した農業の振興

- 地球温暖化防止（脱炭素化）や生物多様性保全に資する農業の確立に向け、主食用米や野菜の生産について、環境保全型農業（有機栽培、特別栽培）の取組拡大に向けた施策の展開。

- ・環境保全型農業直接支払制度の活用等支援（土壌分析に基づく適正施肥促進、堆肥投入等支援等）
- ・有機農業の技術の普及（農業塾開催、認証取得支援、参加型認証システム（PGS）\*導入支援）

##### (2) 安心・安全な農産物の販売促進

- 有機農産物、特別栽培農産物等の販路の確保・拡大、多様な生産に対応した販売力強化に向けた施策の展開。
- 多くの町民が町内産農産物を容易に購入できるよう少量多品目の生産、出荷に係る施策の展開。（地産地消の推進）

- ・農産物等の集出荷・物流等体制強化の支援
- ・有機農産物の販路確保、拡大に向けた協議等の促進、支援
- ・主食用米の収益性向上の取組
- ・地産地消の取組拡大支援（農産物等生産、供給拡大のための体制整備支援）

\*参加型認証システム（PGS）

PGSIは、Participatory Guarantee Systemの略。参加型認証システムは有機農産物の品質保証システムの一つ。地域の生産者や消費者など多様な関係者が参加し、有機栽培が適切に行われているかを点検、認証しあうしくみ。国際有機農業運動連盟（IFOAM）が小規模農家向けの有機認定のしくみとして推進している。

### (3) 収益性の高い米、大豆等の生産振興

- 水田農業の生産性向上に向けた、作業の省力化、軽労化、低コスト化に係る施策の展開。（集落営農の組織化に向けた農地の利用集積、集約化、ほ場整備の推進）
- 主食用米の収益性向上のための生産及び販売体制等の整備支援。
- 集落営農の組織化とともに需要に応じた非主食用米、大豆等の生産拡大に向けた施策の展開。

- ・「地域計画」の策定に向けた地域合意形成、集落営農の組織化支援
- ・スマート農業技術の導入支援(水田の水管理、除草、省力化・軽労化機械設備等導入)
- ・主食用米の収益性向上の取組(推進体制整備、販売促進の強化)
- ・需要に応じた大豆等の戦略作物生産拡大に向けた取組支援(戦略作物助成、生産体制整備等)

### (4) 水田を活用した園芸作物の生産振興

- 水田農業の所得向上に向けた園芸作物の生産振興に係る施策の展開。
- 認定農業者等による生産性が高い園芸拠点づくりに係る施策の展開。

- ・生産体制の強化支援(園芸用ハウス・設備導入支援、排水対策等支援)
- ・野菜等の生産・販売強化につながる施設園芸拡大に向けた取組に対する支援
- ・スマート農業技術等の導入支援(環境モニタリング、温室開閉等遠隔操作等)

### (5) 地域資源を活用した商品開発・付加価値の創出

- 農業の所得向上、農産物の付加価値化に資する農産加工、農商工連携等を通じた商品開発、販路拡大等の取組に係る施策の展開。

- ・地域農産物等の有効利用・付加価値向上に向けた農産加工の取組拡大等に対する支援
- ・大豆等土地利用型作物の需要掘り起こし、農産加工による付加価値化の取組等支援(農商工連携促進、商品開発、販路拡大に向けた商談会等)



【アイガモ農法による水稻栽培】



【吉賀町産大豆の味噌加工】

### 3. 取組目標

#### 《取組目標（指標）》

表4-1-1 地域特性を活かした、環境にやさしく収益性の高い農業の振興

項目	現在	目標	
	R3	R8	R13
環境保全型農業直接支払取組面積	68ha	80ha	90ha
有機農業取組面積	67ha	70ha	73ha
大豆(黒大豆含む)、飼料用米、WCS用稲	64.7ha	75.0ha	75.0ha
キャベツ、ブロッコリー(露地)	17.4ha	17.9ha	18.3ha
ミニトマト、わさび(ハウス)	4.9ha	5.0ha	5.2ha

注:有機農業取組面積の現在は2020年、目標は2025年、2030年の各センサスによる大豆、キャベツ等野菜生産面積は、水稻生産実施計画書(営農計画書)による

#### 【環境保全型農業（冬期湛水）の取組】



【水田を活用したキャベツ生産ほ場】

# 施策課題2 活力ある農業を実現し、地域を支える担い手の育成

## 1. 取組の現状と課題

### (1) 認定農業者等の育成

#### 【認定農業者、集落営農組織】

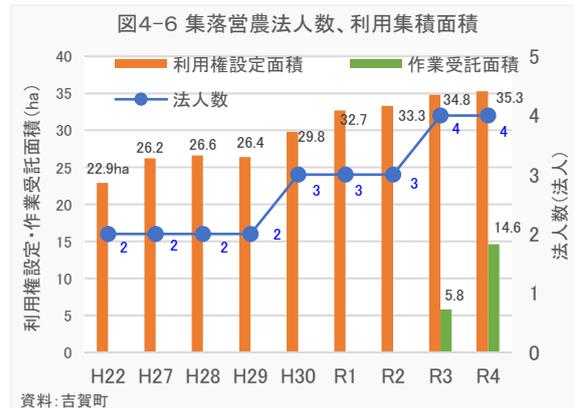
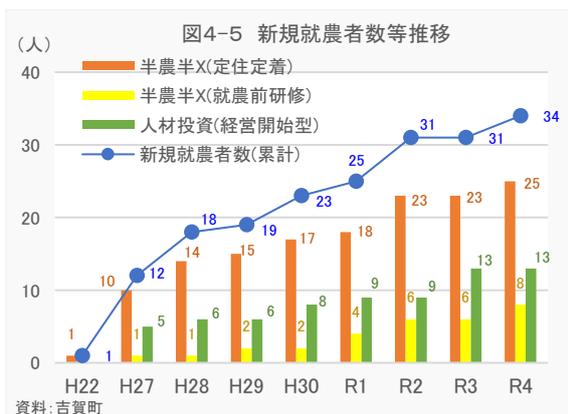
- 認定農業者数は、集落営農の法人化や新規就農者からの移行などにもなって増加傾向にあります。一方では、高齢化が進み、比較的安定した経営体でも後継者の確保に苦慮している状況があります。（アンケート調査より）
- 集落営農法人は4経営体（令和5年1月現在）となっています。任意の集落営農組織も含め高齢化によって今後の運営継続が危惧される組織もあります。
- 後継者不在の多くの農家では、農業の担い手として集落営農の組織化の必要性を認識する一方で、法人を設立した後の運営（人材確保、経営収支）を危惧する意見もあります。

#### 【新規就農者】

- 新規就農者の育成については、国や県の施策を効果的に活用し、町の支援事業や研修受け入れ体制の強化策等を行うことで、U・Iターンによる多くの若者を受け入れています。この10年間で延べ34人（施策対象者）を受け入れており、町の農業、地域を支える人材確保に大きな期待が寄せられています。一方で、集落活動への参加に消極的な状況が見受けられるなど、懸念材料もあります。
- 特に、有機農業による就農実績は県関係機関・団体等に広く知られることで、県外からの就農先として本町が選ばれる例もあります。一方で、経営安定や認定農業者へのステップアップに向けて、どのような支援が有効か、見直しも含めた検討が求められます。

#### 【施策課題】

- ◆ 農業の担い手確保、収益性向上に向け、集落営農の組織化を進める必要があります。
- ◆ 認定農業者等の経営安定、規模拡大、必要に応じて経営継承等を促す必要があります。
- ◆ 今後もU・Iターンによる新規就農者を受け入れ、定住を促進していくため、早期の経営安定、定着に結び付く支援体制を再構築していく必要があります。あわせて、集落活動等への参加を促すための取り組みも課題です。



## (2) 小規模農家等の維持、発展

### 【販売農家、自給的農家等】

- 販売農家を中心に、産直市等を販路として、少量多品目の生産に取り組み農地利用の促進、耕作放棄地の発生抑制に一定の効果が出ています。
- 米価低迷や高齢化の進行によって、販売農家の減少傾向が続いています。
- 集落営農の組織化を進める上でも、農地や農業用施設の維持管理等を支える農家、労働力の確保が危惧されています。

### 【施策課題】

- ◆ 小規模でも農地を有効利用し、地産地消を支える農家を確保・育成していく上で、少量多品目の生産、販売に取り組む農家を継続的に確保していくことが課題です。
- ◆ 高齢・小規模農家が農地を良好に保全するための体制等整備も必要です。
- ◆ 集落営農や集落共同活動に参加する多様な担い手を継続的に確保・育成していく必要があります。

図4-7 集落営農の組織化の現状



## 2. 施策の展開

### Ⅱ-1 地域農業の中心となる担い手の確保・育成

#### 《ねらい》

- 産業として魅力ある農業を実践し、産地をリードする担い手を確保するため、新規就農者の受け入れ、認定農業者の経営安定、拡大等を促進します。
- 水田農業の収益性向上とともに、中心的な担い手を確保・育成するため、集落営農の組織化を促進します。

#### 《施策展開》

##### (1) 認定農業者、認定新規就農者の確保・育成

- U・Iターン等による新規就農者の受け入れ、経営の早期安定に向けた施策を総合的に展開し、地域住民としての定住受け入れに係る体制の強化。
- 地域農業の中核的担い手となる認定農業者等の経営安定、規模拡大、経営継承等に向けた施策を展開。

- ・新規就農者の農業体験、就農前研修(農家実地研修)、就農初期の経営安定のための支援(資金、農地・住宅あっせん、技術指導等)
- ・「地域計画」の策定を通じた農地、経営基盤の計画的な確保等支援
- ・生産基盤等強化支援(農業機械施設等導入、法人化促進、スマート農業技術導入等)

##### (2) 集落営農組織の確保・育成

- 吉賀町の農業において多くを占める水田を中心とした農業の維持、発展に向け、集落営農の組織化、法人化を促すための施策を展開。

- ・「地域計画」の策定、地域合意形成と合わせ、集落営農の組織化、体制整備等支援 ※再掲
- ・営農基盤の強化等支援(ほ場整備、機械施設等導入支援)
- ・土地利用型転作作物等の生産支援

## Ⅱ-2 地域を支える農業者の確保・育成

### 《ねらい》

- 集落の営農を支える、小規模ながらも農地を守り、活用する多様な担い手の確保・育成を推進します。
- 小規模、高齢でも耕作意欲のある農家の生産によって農地の保全、利用を促進します。

### 《施策展開》

#### (1) 地域農業を支える就農者の確保・育成

- 半農半X（兼業農家）等の地域農業を支える多様な担い手の確保・育成に向けた施策の展開
- 農地の維持・保全における負担軽減に向けた施策の展開

- ・多様な担い手の確保・育成に向けた支援(U・Iターン等受け入れ、農業体験、研修、農福連携等)
- ・地域農業を支えるしくみとなる地域計画づくりや農地の集積等に対する支援
- ・労働の軽減や持続的な農業経営につながる農作業受委託の体制整備、強化に対する支援

## 3. 取組目標

### 《取組目標（指標）》

項目	現在	目標	
	R3	R8	R13
認定農業者数	29経営体	32経営体	34経営体
集落営農組織数 (法人含む)	11団体	15団体	17団体
集落営農法人数	4経営体	6経営体	8経営体
新規就農者数(多様な担い手)	—	10経営体	20経営体

# 施策課題3 持続可能で生産性の高い 営農基盤の確保

## 1. 取組の現状と課題

### (1) 農地及び農業用施設等保全

#### 【中山間地域等直接支払、多面的機能支払】

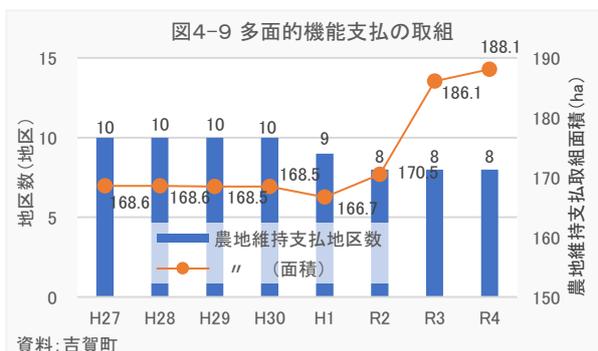
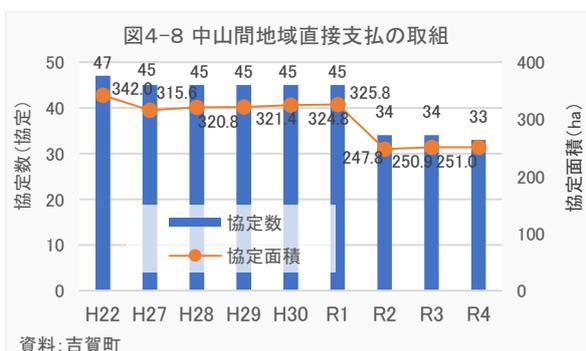
- 中山間地域等直接支払制度の活用は、高齢化等により令和4年現在で33協定、250ha（平成29年45協定、321ha）まで減少しています。また、多面的機能支払制度の取組は、現在8地区、188ha（平成29年10協定、169ha）となっており、地区数は減少しているものの面積は増加しています。
- アンケート調査（中山間地域等直接支払協定地区代表者）では、今後10年以内に「共同活動に支障が生じる可能性が高い」とする回答が約4割あり、継続的な制度の活用に際して「事務の負担」を課題として挙げる意見も多い状況です。
- いずれの制度も高齢化により作業や事務を行う人材の不足が問題となっています。
- また、高齢化等とともに自治会等の機能の低下も共同活動を進めるうえでの支障となっている状況も問題となっています。

#### 【有害鳥獣による農作物被害対策】

- 農業振興の課題として、鳥獣による農作物被害への対策を上位に挙げる農家が多い状況です。（アンケート調査結果）
- 近年は、イノシシ、ニホンザルのほか、ニホンジカの見撃も増えており、必要な対策も多岐に及んでいます。

#### 【施策課題】

- ◆ 高齢化とともに農家の後継者不足が進むなかで、農地や農業用施設等を良好に保全するには、国等の制度活用とともに、集落営農の組織化等も含めた対策を進めていく必要があります。
- ◆ 耕作条件不利地も含め、農地を良好に保全するため、農作業受委託等の支援体制等を整備する必要があります。
- ◆ 鳥獣被害対策では、農家の意識啓発とともに、地域における取組を強化していくことが必要です。
- ◆ 地域の共同活動を促すため、自治会等との連携なども考慮していく必要があります。



## (2) 農業生産基盤の整備

### 【生産基盤整備等】

- 吉賀町の農業振興地域内の農用地等の面積886haに対して、ほ場整備実施済面積は564haです。（対農振農用地面積割合64%）吉賀町の水田の本地率は95%（県内2位）で地形的には条件の良い水田が比較的多いといえます。（ほ場整備効果の高い農地が多い）
- アンケート調査では、用水路・排水路整備（改修）を希望する意見が多く、農地の貸借・農作業受委託を進める上で、老朽化施設管理（補修費等）がトラブル発生の要因となっている現状もあります。
- また、スマート農業技術導入に係る意見も多く、なかでも水田水管理の遠隔制御、畦畔管理（草刈）、ドローン防除、園芸用ハウス環境モニタリング、かん水等遠隔操作などの技術に高い関心があります。

### 【施策課題】

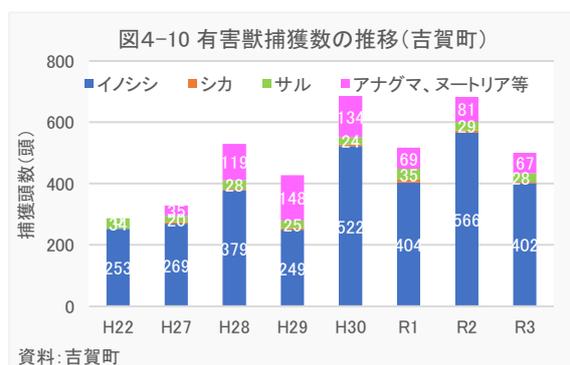
- ◆ 集落営農の組織化や新規就農者及び認定農業者の生産性向上を図るため、担い手への農地集積・集約化をいかに進めるかが課題です。
- ◆ 園芸部門も含め、省力化、栽培管理の高精度化など、生産性向上に向けたスマート農業技術導入を踏まえた基盤整備を進める必要があります。



【鳥獣被害対策のための集落環境点検】



【ほ場整備による大区画化】



## 2. 施策の展開

### Ⅲ-1 農地の保全、農村環境の整備

#### 《ねらい》

- 農作業受委託体制の強化や、集落営農の取組推進により農地保全の負担軽減につながる体制の維持・拡大を進めます。
- 「地域計画」の策定も踏まえながら、日本型直接支払制度\*等の活用による農地保全活動の維持・拡大を促進します。また、公民館単位等による広域的な取組や集落営農による取組も視野に入れ、事務負担の軽減や効率的な農地保全の体系づくりを推進します。
- 鳥獣による農作物被害の拡大を防止するため、ニホンジカなど新たな対策とあわせて総合的な防止対策を強化します。

#### 《施策展開》

##### (1) 農地維持・保全管理のしくみづくり

- 農地の維持・保全に係る負担軽減（労働及び施設維持費用等負担）に向けた支援体制の強化のための施策を展開
- 地域ぐるみによる農地・農業用施設の維持・保全等活動促進のための日本型直接支払制度等の活用と取組の拡大のための施策を展開

- ・労働の軽減や持続的な農業経営につながる農作業受委託の体制整備、強化に対する支援
- ・中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援(中山間地域等直接支払)
- ・多面的機能を支える共同活動を支援、地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る共同活動を支援(多面的機能支払)
- ・自然環境の保全に資する農業生産活動の実施に伴う追加的コストを支援(環境保全型農業直接支払)

##### (2) 鳥獣被害防止対策の推進

- 鳥獣による被害を防止するための体制整備・強化に係る施策の展開。
- 野生動物の行動調査と並行し防除と捕獲(駆除)による対策の強化。

- ・ニホンジカ等野生動物の行動調査、野生動物の侵入防止、捕獲(駆除)等被害防止の軽減。鳥獣による農作物被害防止のための資機材等の助成
- ・専門的知識を有する人材確保等の体制づくりの実施

#### \*日本型直接支払

農業の持つ多面的機能(国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など)の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度。多面的機能支払交付金、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支払交付金の3つで構成されている。

## Ⅲ-2 農業生産基盤等の整備

### 《ねらい》

- 地域内外から農地の受け手を幅広く確保するため、町（産業課）や農業委員会のほか、関係機関が参加した地域の話し合いを促し、目指すべき将来の農地利用の姿を明確化します。（「地域計画」の策定）
- 地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手の意向を踏まえた農地の集積・集約化のための利用権設定等を推進します。
- 集落営農の組織化・法人化、新規参入の受け入れ推進とともに、「地域計画」等を踏まえた生産基盤の整備、耕作条件不利地の改善等を推進します。

### 《施策展開》

#### (1) 農業生産基盤の整備

- 集落営農の組織化、担い手への農地の集積・集約化のための「地域計画」作成のための体制整備
- 生産性向上のための生産基盤の整備・改善等に係る施策の展開

- ・「地域計画」の策定、合意形成等支援（関係機関、団体等による合意形成支援）  
※ 農地の利用集積（中間管理事業等）に際しては、水路、農道等の維持管理に係る負担軽減のための対策等検討
- ・耕作条件の改善等支援（土地改良事業等基盤整備、スマート農業技術の導入）
- ・農道、水路等の適正管理の実施



【ほ場整備によるターン農道】



【鳥獣害防護柵の適正管理（多面的機能支払交付金）】

### 3. 取組目標

#### 《取組目標（指標）》

項目	現在	目標	
	R3	R8	R13
1号遊休農地*面積 注1	59ha	59ha	59ha
担い手への農地利用集積率 注2	22.7%	36.4%	50.0%
スマート農業技術の導入面積 注3	16.5ha	52.6ha	102ha

注1: 農業委員会の最適化活動の目標設定等における1号遊休農地面積。(遊休農地が現状から増加しないことを目標に設定)

注2: 担い手の農地利用集積状況調査による。(認定農業者、認定新規就農者、集落営農等への集積)

農地の集積に係る目標は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」による。今後の基本的な構想の改訂により目標値が変更することがある。

注3: 自動操舵農機の導入面積、リモコン草刈機による除草面積、ドローン防除機の導入面積等のスマート農業技術を導入した面積。



【遊休農地発生防止のための保全管理  
(多面的機能支払交付金)】



【景観形成のための植栽(多面的機能支払交付金)】

#### \* 1号遊休農地

遊休農地は、農地法で定められている法令用語。遊休農地のうち、今後も耕作の見込みのない農地を「1号」、耕作されているが周辺農地より利用の程度が劣る農地を「2号」とし、さらに、「1号」遊休農地を、①草刈などで耕作が可能な農地と②荒廃が進み、基盤整備事業などが必要な農地の二つに区分し、荒廃が比較的軽度な遊休農地を再生の取組対象として、解消の促進を図る狙いがある。市町村の農業委員会は、毎年度、全農地の利用状況を調査することとされている。